

覚醒剤原料研究者指定証返納届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 10 条第 1 項（第 11 条第 2 項）の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証を返納します。

年 月 日

住所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年	月	日
研 究 所	所 在 地						
	名 称						
指定証返納の事由及び その事由の発生年月日							